

*N*<sub>on</sub>-*P*<sub>rofit</sub> *O*<sub>rganization</sub>

---

# 特定非営利活動法人 設立手続の手引

---



玉村町マスコットキャラクター  
「たまたん」

2015年10月

玉村町

## この手引の目的

この「特定非営利活動法人設立手続の手引」は、これから特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を目指す県民の方を対象に、設立手続を中心に関係する法律・条例・規則等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

## 設立申請等に関する相談・出前講座

この手引の他にも、設立に関する次のような相談等を行っていますので、ぜひご利用ください（詳しくは玉村町役場経営企画課へお問い合わせください。TEL 0270-64-7711）。

### ○ 窓口での相談

玉村町役場経営企画課において受け付けています。あらかじめ日時等をご連絡の上お越しください。

### ○ ウェブサイト「玉村町役場公式ホームページ」

本書に掲載されている申請書等の様式を入手（ダウンロード）することができます。

URL : <http://www.town.tamamura.lg.jp/>

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

条例……群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年群馬県条例第 38 号）

規則……玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 25 年玉村町規則第 10 号）

住民票…住民基本台帳法に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）長から交付された住民票の写し（市町村長が交付した書面であり、そのコピーではありません。）

## はじめに ～特定非営利活動促進法について～

特定非営利活動促進法（NPO法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

NPO法の制定は、阪神・淡路大震災（平成7年）の際、ボランティア活動をはじめとする市民活動がその復興に重要な役割を果たしたことが大きな契機となりましたが、その後、NPO法人は、少子・高齢化の進行など社会経済環境が変わる中で、多様化する社会のニーズを充足する存在として、着実に社会に定着しています。

近年では、行政だけでは実施が困難であった業務を、住民の参加や選択のもとで、NPO等が積極的に公共的なサービス等の提供主体となり、さまざまな分野において共助の精神で活動する「新しい公共」の考え方が広がりつつあり、NPO法人は、その主要な担い手として大いに期待されているところです。

平成24年4月には、改正NPO法が施行され、制度の使いやすさや信頼性の向上等の観点から、これまでの認証制度を見直すとともに、NPO法人の財政基盤の強化を支援するため、新たな認定NPO法人制度がスタートするなど、NPO法人の健全な発展をより一層促進するための仕組みが整備されました。

この「特定非営利活動法人設立手続の手引」は、これからNPO法人の設立を目指す方向けに、設立の手続等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

本書がNPO法人設立にあたってのマニュアルとして手軽に活用され、今後の市民活動の活性化に役立つことを願っています。

# 目 次

## 第1章 特定非営利活動法人とは何か

- 1 特定非営利活動法人とは . . . 1
- 2 特定非営利活動法人になると何が変わるのか . . . 2
- 3 特定非営利活動法人の要件 . . . 3
- 4 特定非営利活動法人の総会等に関する事 . . . 7

## 第2章 特定非営利活動法人の設立手続

- 1 設立認証手続の流れ . . . 9
- 2 申請に必要な書類 . . . 12
- 3 法人の設立登記 . . . 16
- 4 設立登記後の手続 . . . 18

## 第3章 設立申請書類記載例

- 設立認証申請書 . . . 19
- 定款の作成について . . . 20
- 役員名簿 . . . 39
- 就任承諾書及び誓約書 . . . 40
- 社員のうち10人以上の者の名簿 . . . 41
- 確認書 . . . 42
- 設立趣旨書 . . . 43
- 設立総会議事録 . . . 44
- 事業計画書 . . . 46
- 活動予算書 . . . 47

## 第4章 特定非営利活動法人の管理運営

- 1 事業報告書の作成・提出、情報の公開等 . . . 49
- 2 役員変更の手続 . . . 51
- 3 定款変更の手続 . . . 51
- 4 登記事項の登記 . . . 54

## 第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

- |                |     |    |
|----------------|-----|----|
| 1 特定非営利活動法人の解散 | ・・・ | 55 |
| 2 特定非営利活動法人の合併 | ・・・ | 57 |

## 第6章 所轄庁による監督・罰則

- |            |     |    |
|------------|-----|----|
| 1 所轄庁による監督 | ・・・ | 61 |
| 2 罰則       | ・・・ | 62 |

## 資料編 ～関係法令～

- |                            |     |     |
|----------------------------|-----|-----|
| 1 特定非営利活動促進法               | ・・・ | 63  |
| 2 群馬県特定非営利活動促進法施行条例        | ・・・ | 83  |
| 3 玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 | ・・・ | 88  |
| 設立認証申請書（別記様式第1号）           | ・・・ | 91  |
| 補正書（別記様式第2号）               | ・・・ | 92  |
| 設立登記完了届出書（別記様式第3号）         | ・・・ | 93  |
| 役員変更等届出書（別記様式第4号）          | ・・・ | 94  |
| 定款変更認証申請書（別記様式第5号）         | ・・・ | 95  |
| 定款変更届出書（別記様式第6号）           | ・・・ | 97  |
| 定款の変更の登記完了提出書（別記様式第7号）     | ・・・ | 98  |
| 事業報告書等提出書（別記様式第8号）         | ・・・ | 99  |
| 事業報告書等の閲覧（謄写）請求書（別記様式第9号）  | ・・・ | 100 |
| 解散認定申請書（別記様式第10号）          | ・・・ | 101 |
| 解散届出書（別記様式第11号）            | ・・・ | 102 |
| 清算人就任届出書（別記様式第12号）         | ・・・ | 103 |
| 残余財産譲渡認証申請書（別記様式第13号）      | ・・・ | 104 |
| 清算終了届出書（別記様式第14号）          | ・・・ | 105 |
| 合併認証申請書（別記様式第15号）          | ・・・ | 106 |
| 合併登記完了届出書（別記様式第16号）        | ・・・ | 107 |
| 特定非営利活動法人検査員証（別記様式第17号）    | ・・・ | 108 |
| 4 組合等登記令（抄）                | ・・・ | 109 |

## 第1章 特定非営利活動法人とは何か

# 第1章 特定非営利活動法人とは何か

## 1 特定非営利活動法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された法人です。

特定非営利活動法人の法人格は、特定非営利活動促進法に定められた要件 <sup>注1</sup>を備えた団体が所轄庁の認証 <sup>注2</sup>を受け、法務局で登記をすることによって取得することができます。

単に「NPO」という場合、広く「民間非営利組織」のことを指しますが、「NPO法人」（特定非営利活動法人）という場合、特定非営利活動促進法により法人格を取得した団体のことを指します。

注1 法に定められた要件については、「3 特定非営利活動法人の要件」（3ページ）をご覧ください。

注2 設立手続については、「第2章 特定非営利活動法人の設立手続」（9ページ）をご覧ください。

### 参考

#### NPOとは

英語の「Non-Profit Organization」の頭文字をとった言葉で、日本語では「民間非営利組織」などと訳されます。営利を目的としない、ボランティア活動や市民活動等を行う「民間」の団体をいいます。

行政のように社会のことを考え、企業のように自由で柔軟性がある組織で、思いや情熱を共有した人たちが、職業や社会的立場に関係なく対等の立場で、社会や人のためになる事業を行う組織です。

#### NGOとは

英語の「Non-governmental Organization」（非政府組織）の略で、NPOが主に国内での活動が中心の組織に対して使われるのに対して、NGOはその活動や事業が主に人権、環境、平和などの世界的規模の問題に対して、国境を越えて取り組んでいる組織に対して使われます。

## 2 特定非営利活動法人になると何がかわるのか

特定非営利活動法人の法人格を取得すると、メリットもありますが、法人としての義務も伴います。

メリットは、団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

### (1) メリット

- ・ 法人名で法律行為をすることができます。  
法人名で、銀行口座の開設、不動産の登記、事務所の賃借契約等ができます。
- ・ 団体の社会的信用が高まります。  
情報公開を通じて、団体の活動等に対する信頼と理解が深まります。  
法に定められた法人運営により、組織基盤がしっかりし、責任が明確になります。

### (2) 義務

- ・ 法人の運営は、法のルールに従うことになります。  
例えば、毎年、事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書等を作成し、玉村町へ提出しなくてはなりません。また、役員変更、定款変更などの場合には、届出や認証申請を行うことになります。
- ・ 法人の運営や活動について、事業報告書、活動計算書等を公開しなくてはなりません。
- ・ 毎年、事業年度終了後2か月以内に資産の総額の変更の登記をしなくてはなりません。
- ・ 法人として、税法上、「人格のない社団等」並みに課税され、納税義務等が生じます。
- ・ 解散した場合の残余財産は、法で定めた法人又は行政機関に帰属し、個々人には分配されません。

### 3 特定非営利活動法人の要件

特定非営利活動法人として法人格を取得することができる団体は、次の(1)～(13)の要件を満たす団体です。

- (1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)
- (2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)
- (5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。(法第3条第1項)
- (6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)
- (7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)
- (8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)
- (9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)
- (10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)
- (11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。  
また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。(法第21条)
- (12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。(法第27条)
- (13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。(法第12条第1項第3号)

※(1)～(13)の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

(1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)

特定非営利活動とは次のア、イの両方の要件を満たす活動です。(法第2条第1項)

#### ア 次の①から⑳に該当する活動であること

特定非営利活動促進法では、他の公益法人とのすみ分けのために、対象の活動を20分野に限定しています。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※⑳については玉村町（群馬県）では定めていません。

#### イ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

「不特定かつ多数のものの利益」とは、法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることが基本になります。

構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動には該当しないことになります。

アとイの両方を満たす活動として行う事業を「特定非営利活動に係る事業」と言いますが、これに対し会員の相互扶助のために行う事業など「特定非営利活動に係る事業」以外の事業を「その他の事業」まと言い、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない範囲で

「その他の事業」を行うことができます。

注 「その他の事業」については、7ページをご覧ください。

(2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)

営利を目的としないとは、いわゆる非営利のことです。非営利とは、構成員(役員、社員等)に利益を分配しないということです。

収益のでる事業ができないということではありません。また、活動を行う際に対価を受け取ったり、法人の役員やスタッフに報酬、給与等を支給したりすることもできます。

(3) 宗教活動や政治活動を主目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)

(5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。(法第3条第1項)

(6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)

(7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)

「社員」とは、その団体の構成員として総会において議決権を持つ者を指します。

(8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)

特定の人を排除せず、希望者が誰でも自由に社員になれ、退会も自由でなければなりません。

社員の資格取得に条件を付けることは可能ですが、法人の目的、活動内容に照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。また、公序良俗に反してはいけません。

(9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)

役員とは理事及び監事のことをいいます。

理事は、社員や職員を兼ねることができます。

監事は、社員を兼ねられますが、理事や職員を兼ねることができません。

「成年被後見人又は被保佐人」、「破産者で復権を得ないもの」、「暴力団の構成員等」等に該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができないと定められています。

(法第 20 条)

(10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の  $1/3$  以下であること。(法第 2 条第 2 項第 1 号ロ)

ここでいう報酬とは、役員としての報酬です。理事が事務局職員などを兼務している場合、給与等を支給することはできます。また、会議に出席するための交通費などの実費は費用弁償であり、報酬ではありません。

(11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 2 人以上いないこと。  
また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の  $1/3$  を超えて含まれていないこと。(法第 21 条)

役員総数が 5 人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は 1 人も含まれてはいけません。役員総数が 6 人以上の場合、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族 1 人を含むことができます。

(12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。(法第 27 条)

① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

ア 取引記録が、客観的で証明可能な証拠によって作成されていること。

イ 記録・計算が明瞭正確に行われ、かつ順序・区分など体系的に整然としていること。

ウ 取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的に従い、法人の財産状態、財産管理の状態などを明らかにする財務諸表が作成できること。

② 計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものとすること。

③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと

及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。（法第12条第1項第3号）

#### 「その他の事業」とは？

この法にいう「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業以外の事業のことをいいます。その他の事業には、特定非営利活動に係る事業の活動資金を得るために行う収益事業や、会員の相互扶助のための共益事業などが該当します。

特定非営利活動法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限度において、その他の事業を行うことができます。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。また、その他の事業の収益は、特定非営利活動に係る事業のために使用しなくてはなりません。（法第5条）

## 4 特定非営利活動法人の総会等に関すること

法人のもっとも基本となる意思決定機関として社員総会があります。

法人は、社員総会を年1回以上開催しなくてはなりません。（法第14条の2）

また、定款変更、解散の決議、合併は総会での議決を経ないと行えません。（法第25条第1項、第31条第1項第1号、第34条第1項）

また、理事会の設置は法で定められていませんが、「法人の業務は、定款<sup>註</sup>に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する」（法第17条）と規定されていますので、実務運営上、理事会を設置するのが一般的です。

なお、平成24年4月1日施行の改正NPO法により、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます。

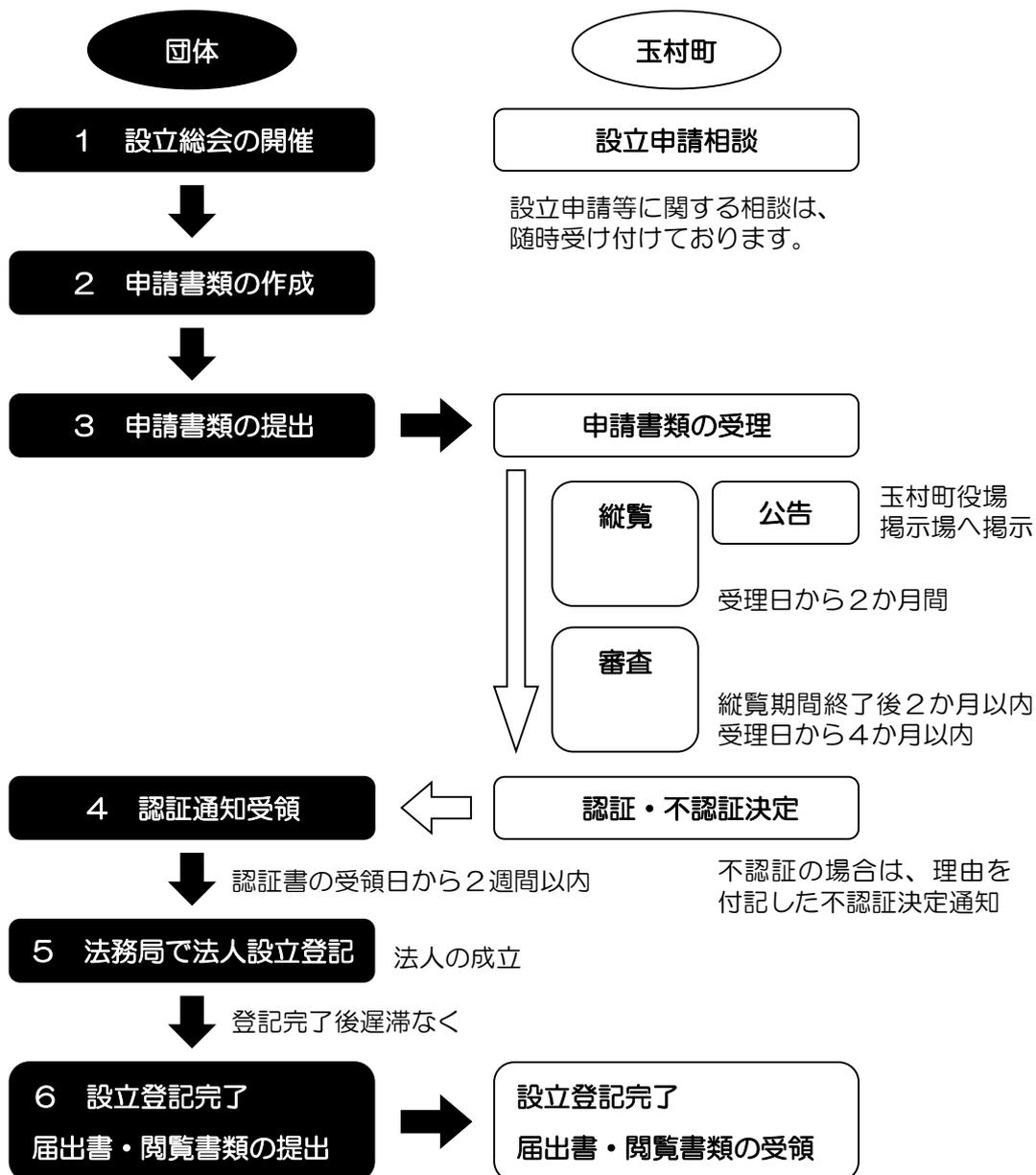
注 定款の作成については、「第3章 設立申請書類記載例」「定款の作成について」（20ページ）をご覧ください。

## 第2章 特定非営利活動法人の設立手続

## 第2章 特定非営利活動法人の設立手続

### 1 設立認証手続の流れ

特定非営利活動法人となるためには、団体で法人となる意思決定をし、所轄庁による設立の認証を得て、法務局で登記をする必要があります。



※ 手続の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

※ 申請を行ってから、法人が成立するまで3か月程度（最長で4か月と2週間）の期間が必要です。

### (1) 設立総会の開催

法人の設立の意思決定を行い、①定款、②役員、③設立代表者、④設立初年度及び翌年度の事業計画・活動予算等を決め、⑤団体が法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当すること（特定非営利活動法人の要件<sup>注</sup>を満たすこと）を確認します。

注 特定非営利活動法人の要件については、「第1章 特定非営利活動法人とは何か」「3 特定非営利活動法人の要件」をご覧ください。

### (2) 申請書類の作成

玉村町では、法人の設立申請等に関する相談を受け付けています。

申請書類の形式的な不備のチェックも行いますので、申請書類を提出する前にご相談ください。

#### 申請先について

申請先は、主たる事務所の所在地によって異なります。

主たる事務所の所在地	申請先
玉村町、館林市、または明和町内のみに事務所のある団体	それぞれの町長または市長
群馬県内で上記の市町以外	群馬県知事

### (3) 公告・縦覧（法第10条第2項）

玉村町は、申請書類を受理した後、申請があった旨及び①申請年月日、②申請した法人の名称、③代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的を玉村町役場掲示場に掲示します。（公告）

また、玉村町の担当窓口において、申請書の添付書類のうち、①定款、②役員名簿、③設立趣旨書、④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑤設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書を、申請書が受理された日から2か月間、縦覧します。

これらの書類は、一般に公開されます。

### (4) 認証又は不認証の決定（法第12条）

玉村町は、縦覧期間経過後2か月以内（申請書を受理した日から4か月以内）に審査を行い、認証又は不認証を決定し、その旨を書面で通知します。不認証の通知をする場合は、理由も付記します。

**(5) 法務局で法人設立登記（法第7条、組合等登記令第2条第1項、第11条第1項）**

申請者は、認証書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において法人設立の登記をしなければなりません。

従たる事務所がある場合には、設立登記後2週間以内にその事務所の所在地を管轄する法務局において登記しなければなりません。

この登記によって、特定非営利活動法人が成立し、第三者に対抗できることとなります。

**(6) 設立登記完了届出書・閲覧書類の提出（法第13条第2項、規則第5条第1項）**

登記完了後遅滞なく、①設立登記完了届出書、②登記したことを証する登記事項証明書を玉村町に提出しなければなりません。

また、閲覧用書類として、設立の時の財産目録、登記事項証明書の写しを玉村町に提出しなければなりません。

## 2 申請に必要な書類

法人設立認証の申請に必要な書類は、次のとおりです。（法第10条）

提出書類は、官公署が発給する文書（住民票等）を除いて、A4判で作成してください。

記載例等は、「玉村町役場公式ホームページ」からファイルを入手（ダウンロード）することができます。

URL <http://www.town.tamamura.lg.jp/>

NO	提出書類	部数	記載例 ページ
1	設立認証申請書（別記様式第1号）	1	19
2	定款	2	22
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2	39
4	役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）	1	40
5	各役員の住所又は居住を証する書面 （全役員の住民票等、申請日前6か月以内に交付されたもの）	1	—
6	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1	41
7	確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）	1	42
8	設立趣旨書	2	43
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（写し）	1	44
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	46
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	47

※ それぞれの書類の具体的な内容は、第3章をご覧ください。

※ 2部提出する書類は、申請書を受理した日から2か月間縦覧する書類です。

### (1) 設立認証申請書（別記様式第1号）

一般的には、設立総会等で設立代表者を選出し、申請者として、その者の住所、氏名を記載し作成します。（19 ページ）

### (2) 定款

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。（22 ページ）

### (3) 役員名簿

理事と監事の氏名、住所又は居所を記載します。また、報酬を受ける者と受けない者の区別がわかるよう、作成します。（39 ページ）

なお、氏名、住所又は居所については、住民票等のおりに記載してください。

### (4) 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）（各役員が法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本）

役員が法第20条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員の親族等排除）に違反しないことを誓約するとともに、就任を承諾する書面です。（40 ページ）

※ 写し（コピー）を提出し、原本は団体に保管してください。

#### 【参考】（役員の欠格事由）

**法第20条** 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

**【参考】（役員の親族等の排除）**

**法第 21 条** 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

**（5）各役員の住所又は居住を証する書面**

- ① 住民基本台帳法の適用を受ける人  
→ 住民票
- ② 海外に住む日本人や外国人  
→ 住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付）  
※ いずれも申請日前 6 か月以内に交付されたものを提出してください。

**（6）社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面**

社員のうち 10 人以上の者の名簿を作成します。（41 ページ）

名簿は 10 人以上であれば何人でも構いません。法人が社員となっている場合は、法人の名称、代表者の氏名、所在地を記載してください。

**（7）確認書（法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面）**

法第 2 条第 2 項第 2 号（宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第 12 条第 1 項第 3 号（暴力団等でないこと）に該当することを確認したことを示す書面。

一般的には、設立総会等でこれらを確認し、確認したことを示す書面を作成します。

（42 ページ）

**【参考】（定義）**

**法第 2 条第 2 項第 2 号** その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

**【参考】（認証の基準等）**

**法第12条第1項第3号** 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

**（8）設立趣旨書**

法人を設立する趣旨と申請に至るまでの経緯を、第三者がわかるよう作成します。

（43 ページ）

※ 2部のうち少なくとも1部は原本を提出してください。

**（9）設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（写し）**

一般的には、法人を設立することを決定した設立総会の議事録の謄本（写し）を提出します。（44～45 ページ）

※ 写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管してください。

**（10）設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書**

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の事業計画書を作成します。（46 ページ）  
定款に定められた目的や事業との整合性・関連性が分かるように記載してください。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。

**（11）設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書**

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の活動予算書を作成します。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。（47 ページ）

「その他の事業」を行う場合、その事業から収益が生じたら、「その他の事業」会計から「特定非営利活動に係る事業」会計へ繰り出さなければなりません。活動予算書には、経理区分振替額（その他事業のからの繰り出し・特定非営利活動に係る事業への繰り入れ）を記載してください。

### 3 法人の設立登記

認証書が到達した日（受領した日）から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記をしなければなりません。さらに、従たる事務所がある場合には、設立登記後2週間以内にその事務所を所轄する法務局において登記しなければなりません。

主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することによって、はじめて法人が成立し、登記事項に関して第三者に対抗できることとなります。（法第13条第1項、第7条第2項、組合等登記令第11条第1項第1号）

#### （1）登記事項（組合等登記令第2条）

法人の設立登記の際に登記する事項は次の6項目です。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 別表の登記事項の欄に掲げる事項（資産の総額、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め）

#### （2）設立登記の際に必要な書類（組合等登記令第16条、第25条、商業登記法第19条）

設立登記の際に必要な書類は、申請書のほか、法人設立認証書、定款、代表権を有する者の資格を証する書面及び資産総額を証する書面などです。

「代表権を有する者の資格を証する書面」とは、設立当初の役員を記載した定款と役員就任承諾書のことをいいます。また、「資産総額を証する書面」は、「設立当初の財産目録」があれば足りません。

- ① 申請書
- ② 法人設立認証書
- ③ 定款
- ④ 役員就任承諾書
- ⑤ 設立当初の財産目録
- ⑥ その他

### (3) その他の注意事項

登記の際には、法人代表者の印鑑（例えば「特定非営利活動法人〇〇〇理事長の印」など）が必要になります。

法人代表者の印鑑は、一辺の長さが1 cmを超え、3 cm以内の正方形の中に収まるものなど、その規格等が定められています。

特定非営利活動法人の設立登記（変更登記）については、登録免許税が課税されません。

※ 登記に関する詳細は、必ず事務所の所在地を所轄する法務局にお問い合わせください。

## 4 設立登記後の手続

設立登記した法人は、遅滞なく、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した設立登記完了届出書を玉村町に提出しなければなりません。（法第13条第2項）

また、閲覧用書類として、登記事項証明書の写し、設立の時の財産目録を提出してください。（規則第5条）

なお、設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

### （1）設立登記完了届出書等の提出

設立登記完了後の届出書類は次のとおりです。

- ① 設立登記完了届出書（別記様式第3号）
- ② 登記事項証明書（1部）
- ③ 登記事項証明書の写し（コピー）（1部）
- ④ 設立の時の財産目録（2部）

### （2）行政機関への手続

設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ① 税金に関すること   | 税務署、行政県税事務所、市町村税務担当課 |
| ② 労働保険に関すること | 労働基準監督署、公共職業安定所      |
| ③ 社会保険に関すること | 日本年金機構年金事務所          |

## 第3章 設立申請書類記載例

申請書提出日

平成26年4月1日

(あて先) 玉村町長

設立総会で選出された設立代表者の個人の住所、氏名を住民票どおりに記載します。

申請者 住所又は居所 **群馬県前橋市大手町一丁目1番1号**

氏 名 **群馬 太郎** (印)

電話番号 **027-223-1111**

### 設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称  
**特定非営利活動法人 ○○○○**  
記  
法人名に「特定非営利活動法人」が付く場合には、忘れずに記載します。
- 2 代表者の氏名  
**群馬 太郎**  
設立総会で選出された法人の代表者（理事長等）の氏名を住民票どおりに記載します。
- 3 主たる事務所の所在地  
**群馬県佐波郡玉村町大字□□○○番地**  
○-○-○などと略さずに記載します。
- 4 その他の事務所の所在地  
**群馬県佐波郡玉村町大字△△□□番地**  
アパート名等がある場合は、アパート名等も略さずに記載します。
- 5 定款に記載された目的  
**この法人は、○○に対して、○○に関する事業を行い、○○に寄与することを目的とする。**  
定款に記載されている目的（定款例では第3条）を条文どおりに記載します。

## 定款の作成について

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。

法人は、法令の規定に従い、定款に記載された目的の範囲内で権利を有し、義務を負う（民法第43条）と定められており、定款は、法人を運営するための原則を定めると同時に、目的、事業内容などを社会的に明らかにするという意味があります。

### （１）定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項とは、法第 11 条の規定により、定款に必ず記載しなければならない事項です。

	絶対的記載事項	内 容	定款例の条文
1	目的	目的	3
2	名称	名称	1
3	特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	法に定める20分野及び具体的な事業名	4、5
4	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	その他の事務所はある場合のみ、最低でも市町村名まで記載	2
5	社員の資格の得喪に関する事項	会員種別、入会条件、会費、資格喪失の条件、退会、除名など	6～
6	役員に関する事項	種類及び定数、選任、職務、任期、解任、報酬など	13～
7	会議に関する事項	会議の種類、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決数、議事録など（総会の招集方法は必ず記載）	21～
8	資産に関する事項	資産の構成、区分、管理など	40～
9	会計に関する事項	会計の方法、区分、予算、決算など	43～
10	事業年度	事業年度	50
11	「その他の事業」を行う場合には、その種類とその他当該「その他の事業」に関する事項	具体的な事業名、収益があった場合の充当など	5
12	解散に関する事項	事由、手続など	53
13	定款の変更に関する事項	手続など	52
14	公告の方法	合併や解散の際、債権者に公告するための方法	56
15	設立当初の役員	役職名と氏名	附3

## (2) 定款の相対的記載事項

定款の相対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項（絶対的記載事項）の他に、定款に記載することによって法令が定める条件を変更することができる事項です。

団体に最も適した運営方法を考えて、必要に応じて定款に記載してください。

定款で特に定めのない場合は、法令の規定がそのまま適用されます。

相対的記載事項	内 容	定款例の条文
理事の代表権の制限	一人ひとりが法人を代表できる理事の代表権を制限することができます。	15
役員任期の伸長	法で定める2年以内の役員任期を社員総会が終結するまで伸長することができます。	16
臨時総会の開催請求に必要な社員数	法で定める臨時総会に必要な社員数1/5を増減できます。	24
総会の議決事項の事前通知原則の例外	総会における議決事項は事前に通知しなければなりません。例外規定をおくことができます。	28
総会の社員の書面表決、代理表決及び電磁的方法による表決の規定の変更	総会に関して社員の書面による表決及び代理人の出席が可能ですが、制限することができます。	29
理事などの役員に委任される法人の事務	定款の変更、合併、解散以外の事項について理事会で議決することができます。	32
総会の定款変更決議の特別多数要件の変更	社員の1/2以上の出席と、3/4以上の多数による定款変更の総会における議決を増減できます。	52
法定事由以外の解散事由	社員総会の決議、事業の成功の不能など法に定める事由以外の解散事由を定めることができます。	53
総会の解散決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による解散の総会における議決を増減できます。	53
解散時の残余財産の帰属先	残余財産の帰属先を特定非営利活動法人、他の公益法人などに指定することができます。	54
総会の合併決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による合併の総会における議決を増減できます。	55

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

「総会主導型」の定款例です。「理事会主導型」はウェブサイトをご覧ください。

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇と称する。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 「NPO法人〇〇〇〇」と称することもできます。
- ※ 登記する際に、使用できない文字(符号)がありますので、特殊な場合は最寄りの法務局に相談してください。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県佐波郡玉村町大字□□〇〇番地に、従たる事務所を同町大字□□〇〇番地に置く。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 地番まで記載する場合は、「〇-〇-〇」などと省略せずに記載してください。
- ※ 従たる事務所を置かない場合は、下線部は不要ですので削除してください。
- ※ 2つ以上の市町村または都道府県に事務所を置く場合、主たる事務所を置く都道府県(主たる事務所が玉村町の場合は群馬県)が所轄庁となります。

(目的)

第3条 この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法人は定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うとされていますので、これらを明確にできる程度に具体的に記載してください。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇

:

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法の別表に掲げられている活動のうち、該当する活動を記載します。

別表（第2条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

（2）その他の事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 「その他の事業」を行わない場合は、(2)は不要です。この場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。」(下線部)を、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載し、(1)〇〇事業、(2)〇〇事業・・・と事業名を記載することもできます。
- ※ 「その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るために収益を目的に行う事業や会員相互の親睦を図るための事業などが考えられます。
- ※ 許認可が必要な事業については、定款へ記載する事業名が例示されていることがあります。そのような場合、事前に関係機関へ記載内容を確認することをおすすめします。(例：介護保険法に基づく事業など)

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

- ※ 「その他の事業」を行わない場合は、第2項は不要です。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- ※ 必ず記載する事項です。
- ※ 法上の「社員」にあたる会員を明確にします。
- ※ 活動会員、賛助会員など、正会員（社員）以外の種類の会員を定める場合は、正会員と区別して記載します。活動会員、賛助会員などを定めない場合は、記載する必要はありません。(下線部)

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

※ 必ず記載する事項です。  
※ 正会員（社員）の資格取得に不当な条件を付けることはできません。条件を付ける場合は、目的などに照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※ 入会金や会費がない場合は、記載する必要はありません。  
※ 理事会の議決事項にすることもできます。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

※ 必ず記載する事項です。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

※ 退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款、規則等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

※ 役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人以上○○人以内
- (2) 監事 ○○人以上○○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

※ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。

※ 定数については、○○人以上あるいは○人と定めることもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

※ 第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

※ 理事長が法人を代表することを定め、他の理事の代表権を制限する場合は、必ず記載する必要があります。その場合、次の第2項も明記することが望ましい規定です。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

※ 副理事長が1人だけの場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」(下線部)は不要ですので削除してください。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 必ず記載する事項です。  
※ 法第24条の規定により、役員任期は2年以内でなくてはなりません。  
※ 第2項は、理事及び監事を総会で選任する場合にのみ規定することができます。  
※ 第4項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続ける訳ではありません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

※ 法第22条の引用です。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役

員総数の3分の1以下でなければならない。

※ 役員総数が5人までの場合は1人だけ、6～8人の場合は2人まで、9～11人の場合は3人まで（以下略）、役員報酬を受けることができます。

※ 役員報酬とは、あくまで役員としての報酬ですので、理事が事務局長など職員を兼ねている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

#### 第4章 総会

※ 会議に関する事項は、必ず記載する事項です。

（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

- ※ 総会は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項を決議する法人としての最高意思決定機関です。
- ※ (1) 定款の変更、(2) 解散、(3) 合併については、総会で議決しなければならず、理事会など他の機関に委任することはできません。
- ※ これ以外の事項は、理事会などの機関に委任することもできますが、その場合、他の条文と整合性をとってください。(この定款では、第8、14、18、19、45、48、49、51条が関連する条文です。)

(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

※ 法第14条の2の規定により、毎年1回通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

※ (2)の「5分の1」は定款で増減することもできます。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

※ 総会の招集方法は、必ず記載する事項です。

※ 第3項は、法14条の4の規定により、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。(「7日前まで」などと、それより以前にすることもできます。)

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

※ 総会の定足数について特に決まりはありませんが、運営実態や民主的な運営等を考え、最高意思決定機関としてふさわしい数を決定してください。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

※ 法第 14 条の 6 の規定により、あらかじめ通知しない事項についても、定款に規定することで議決することができます。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 法第 14 条の 9 の規定により、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合で、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます(いわゆるみなし総会決議)。その規定を入れる場合は、第 3 項として次のような規定となります。

「3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。」

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

※法第14条の9の規定による「みなし総会決議」を行った場合は、議事録に、(1)総会があったものとみなされた事項の内容 (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3)総会の決議があったものとみなされた日 (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 を記載する必要があります。これを規定する場合は、第3項として次のような規定となります。

「3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

※ 必ず記載する事項ではありませんが、理事会を設置する場合は、理事会の権能等を定款で定めておく必要があります。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項、及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

※ 資産及び会計に関する事項は、必ず記載する事項です。

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

※ 事業の種類（この定款では第5条）に合わせて記載してください。

※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

### (財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

※ 「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則、継続性の原則をいいます。

### (会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

※ 事業の種類（この定款では第5条）に合わせて記載してください。

※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

※ 毎事業年度初めの 3 か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置かなければなりません。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

※ 必ず記載する事項です。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 定款変更のための議決方法は、必ず記載する事項です。
- ※ 定款の変更は、必ず総会の議決が必要です。
- ※ 「4分の3以上」は、定款で増減することもできますが、定款で特に定めがない場合は、社員総数の2分の1以上が出席し、4分の3以上による議決が必要です。
- ※ 法第25条第3項に規定する事項の変更は、所轄庁の認証を受けなければ効力が発生しません。具体的には次の事項を変更する場合は認証が必要です。(これらを定款に列挙しても構いません)。
  - (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
  - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
  - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

- ※ 解散に関する事項は、必ず記載する事項です。
- ※ 第2項の「4分の3以上」は定款で増減することもできます。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

- ※ 残余財産の帰属先は、法第11条第3項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。
- ※ 具体的な譲渡先が決まっている場合は、「総会に出席した正会員の過半数を持って決した者」（下線部）に具体的な帰属先を規定することもできます。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 合併は、必ず総会の議決を必要とします。
- ※ 「4分の3以上」は定款で増減することもできます。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

- ※ 必ず記載する事項です。
- ※ この公告とは、合併及び解散の時の公告をいいます。
- ※ 公告は官報に掲載して行うこととされています。(法第31条の10第4項)

## 第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - 正会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
  - 活動会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
  - 賛助会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円

※ 入会金及び会費を当面徴収しない場合、「次に掲げる額とする。」(下線部)を「当分の間、徴収しないこととする。」と記載してください。  
※ この定款の第6条に規定する会員の種別ごとに区分して記載してください。

- この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成〇年〇月〇日までとする。

※ 設立当初の役員は、必ず記載する事項です。  
※ 法第24条の規定により、役員任期は2年以内でなくてはなりません。  
※ 申請から認証まで必要な期間(3~4か月程度、最長で4か月)を考慮し、任期を設定してください。  
※ 役員が不在となる期間が生じないよう、通常総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日と事業年度の末日は2~3か月程度ずらしておいた方が望ましいと言えます。

- この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成〇年〇月〇日までとする。

※ 申請から認証まで必要な期間(3~4か月程度、最大で4か月)を考慮し、期間を設定してください。

## 別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	群馬 太郎	理事長

〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	
監事	〇〇 〇〇	
〃	〇〇 〇〇	

定款の附則に記載されている  
設立当初の役員と一致します。

## 役員名簿

「理事長」などの役職名は  
備考欄に記載します。

住民票どおりに記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号	有	理事長
理事	○○ ○○	○○-○○-○○など と略さずに 住民票どおりに記載します。	無	副理事長
理事	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○	無	副理事長
理事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号	無	
理事	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○	無	
監事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号 ○○アパート○号室	無	
監事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号	無	

法律上の役職名の「理事」「監事」の  
いずれかを記載します。

設立総会日か、それ以降の日の就任を承諾した日を記載します。

平成26年3月15日

特定非営利活動法人 ○○○○ 御中

写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管してください。

## 就任承諾書及び誓約書

○-○-○などと略さずに住民票どおりに記載します。

住所又は居所

○○郡○○町大字○○番地の○

理事か監事のいずれかを記載します。

氏名

○○ ○○

印

住民票どおりに記載します。

私は、特定非営利活動法人○○○○の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

法第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になること

ができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は、刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

法第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

「各役員の住所又は居所を証する書面」（次の書面）を添付します。

- 1 住民基本台帳法の適用を受ける者 →住民票
- 2 外国に住む日本人や外国人 →住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（翻訳者を明らかにした翻訳文を添付）

社員が10人以上いるか確認するためのものですので、社員を全員記載する必要はなく、10人以上の氏名及び住所又は居所を記載します。

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人 ○○○○

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号
2	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
3	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
4	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
5	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
6	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
7	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
8	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
9	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
10	株式会社 ○○○○ 代表取締役社長○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号

法人・団体会員の場合は、氏名欄に「法人・団体名」「代表者の氏名」を記載します。

# 確 認 書

**特定非営利活動法人 ○○○○**は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、**平成26年3月15日**に開催された設立総会において確認しました。

**平成26年3月15日**

設立総会日か、それ以降の日の作成した日を記載します。

○-○-○などと略さずに住民票どおりに記載します。

**特定非営利活動法人 ○○○○**

設立代表者 住所又は居所

**前橋市大手町一丁目1番1号**

氏名 **群馬 太郎** (印)

住民票どおりに記載します。

## 法第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

## 法第12条第1項第3号

- ・ 暴力団でないこと。
- ・ 暴力団の統制下にある団体でないこと。
- ・ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと。
- ・ 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

# 設 立 趣 旨 書

## 1 設立の趣旨

法人の目的や設立する理由、法人が行う活動、事業の必要性、設立に至るまでの経緯などを第三者にも分かるよう記載します。  
形式や表現は特に規定されていません。  
2部のうち少なくとも1部は原本を提出してください。

## 2 設立申請に至るまでの経過

平成26年3月15日

設立総会日か、それ以降の日の作成した日を記載します。

〇-〇-〇などと略さずに住民票どおりに記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

設立代表者 住所又は居所

前橋市大手町一丁目1番1号

氏名 群馬 太郎

印

住民票どおりに記載します。

写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管してください。

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日 時 平成26年3月15日 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 〇〇〇〇（〇〇市〇町〇丁目〇番〇号）所在地も記載してください。
- 3 出席者数 〇〇人（うち委任状による出席者〇〇人、書面又は電磁的方法による出席者〇〇人）

### 4 審議事項

- 第1号議案 特定非営利活動法人 〇〇〇〇設立の件
- 第2号議案 定款に関する件
- 第3号議案 役員に関する件
- 第4号議案 事業計画及び活動予算に関する件
- 第5号議案 入会金及び会費に関する件
- 第6号議案 事務所の所在地に関する件
- 第7号議案 確認書に関する件
- 第8号議案 設立代表者選任に関する件

### 5 議事の経過の概要及び議決の結果

#### (1) 開会

総会成立の要件を満たしていることが報告され、本総会が成立することを確認した。

#### (2) 議長の選出

議長の選任について諮ったところ、〇〇 〇〇氏が満場一致で選出された。

#### (3) 議案の審議

##### 第1号議案 特定非営利活動法人 〇〇〇〇設立の件

設立趣旨書を配付し、この趣旨で特定非営利活動法人 〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

##### 第2号議案 定款に関する件

定款案を配付し、逐条審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

##### 第3号議案 役員に関する件

議長から役員について諮り、審議の結果、理事に群馬 太郎氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、監事に〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏とすることを全員異議なく決定した。また、理事のうち群馬 太郎氏を理事長に、〇〇 〇〇氏及び〇〇 〇〇氏を副理事長にすることを全員異議なく承認した。

##### 第4号議案 事業計画及び活動予算に関する件

議長から平成26年度及び平成27年度の事業計画案並びに活動予算案を説明し、審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

第5号議案 入会金及び会費に関する件

議長から、正会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円、活動会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円、賛助会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円としたい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

第6号議案 事務所の所在地に関する件

議長から、法人の事務所の所在地について諮り、審議の結果、群馬県佐波郡玉村町大字〇〇〇〇番地とすることを満場一致で決定した。

第7号議案 確認書に関する件

特定非営利活動法人 〇〇〇〇が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号の規定に該当することを、満場一致で確認した。

第8号議案 設立代表者選任に関する件

議長から、玉村町に対する設立認証申請等の法人の設立手続きに関する設立代表者を選任し、申請手続上の一切の権限（申請書類の軽微な事項の修正を含む）を委任したい旨を諮り、審議の結果、群馬 太郎氏を設立代表者として選任することを満場一致で決定した。

(4) 閉会

6 議事録署名人選任の件

議長から、本日出席の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を議事録署名人として選任したい旨を諮ったところ、満場一致で選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成26年3月15日

議長 〇〇 〇〇 (印)

議事録署名人 〇〇 〇〇 (印)

同 〇〇 〇〇 (印)



〇〇年度 活動予算書

××年×月×日から××年×月×日まで

設立当初の年度と2年目の年度についてそれぞれ作成します。

設立当初の年度の始期は「法人成立の日から」と記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息			×××
雑収益			×××
.....			×××
経常収益計		×××	×××
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			×××
法定福利費			×××
退職給付費用			×××
福利厚生費		×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××

その他の事業を実施しない場合は、「その他の事業」欄を設けず、表の脚注に「※その他の事業を実施しない」旨を記載します。

事業費と管理費について、**人件費とその他経費**に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

事業費：法人の目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費  
管理費：各種の事業を管理するための経費で、総会等の開催運営費、事務所の賃借料、光熱水費など

**人件費とその他経費**に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

その他経費計		×××		×××
管理費計		×××		×××
経常費用計		×××	×××	×××
当期経常増減額		×××	×××	×××
Ⅲ 経常外収益				
1. 固定資産売却益		×××		×××
.....		×××		×××
経常外収益計		×××		×××
Ⅳ 経常外費用				
1. 過年度損益修正損		×××		×××
.....		×××		×××
経常外費用計		×××		×××
経理区分振替額		×××	△×××	×××
当期正味財産増減額		×××	×××	×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

その他の事業で得た利益の振替額です。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致します。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致します。

その他の事業の貸借対照表を別葉表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示しません。

## 第4章 特定非営利活動法人の管理運営

## 第4章 特定非営利活動法人の管理・運営

### 1 事業報告書の作成・提出、情報の公開等

#### (1) 事業報告書等の作成及び備置き（法第28・29条、条例第8条）

法人は、毎事業年度の初めの3か月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、玉村町に提出する必要があります。

作成、提出しなければならない書類は、次の①～⑥の書類です。

##### <提出書類>

① 事業報告書等提出書（別記様式第8号）	提出部数 正本：1部 副本：1部
② 事業報告書	
③ 計算書類 ・活動計算書 ・貸借対照表	
④ 財産目録	
⑤ 年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがあった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	
⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿 （前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕及び住所又は居所を記載した書面）	

#### (2) 情報公開（法第28条第3項）

法人は、（1）で作成した事業報告書等のほか、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）を翌々事業年度の末日までの間、その法人のすべての事務所に備え置く必要があります。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければならず、また、玉村町においても、提出された上記の書類（過去3年分）について、一般からの閲覧又は謄写の請求に対して応じることとなります。

閲覧させなければならない書類は、次のア～ウの書類です。

ア 事業報告書	① 事業報告書
	② 計算書類 ・活動計算書 ・貸借対照表
	③ 財産目録
	④ 年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがあった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

	⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿 (前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕及び住所又は居所を記載した書面)
イ 役員名簿	役員名簿(事業報告書のものとは別に最新のを備え置く)
ウ 定款等	① 定款(最新のを備え置く) ② 認証書の写し(認証に関する書類の写し) ③ 登記事項証明書の写し
<p>なお、法人の設立後又は合併後、最初の年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書が作成されるまでの間は、設立時の財産目録又は合併時に作成した財産目録を備え置くこととなります。</p>	
<p><b>◆認証の取り消し</b> 法人が、3年以上これらの書類を提出しない場合には、所轄庁はその法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています。(法第43条第1項)</p>	
<p><b>◆過料処分</b> 法人が、これらの書類の提出を怠ったときは、法人の理事、監事又は清算人は20万円以下の過料に処せられることが規定されています。(法第80条第5項)</p>	

## 2 役員変更の手続

### 役員変更等届出書の提出（法第23条第1項、規則第6条）

法人は、役員が変更した場合又は役員の氏名、住所若しくは居所に異動があった場合には、**役員変更等届出書（規則別記様式第4号）**を玉村町に提出しなければなりません。

役員の変更等の届出が必要な変更事項は、**新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名**の場合です。

補欠の場合又は増員によって就任した場合は、その旨を付記してください。

#### ◆ 役員が新たに就任した場合

この場合、届出を行う際に、任期満了と同時に再任された場合を除いて、次の書類を届出書とともに提出しなければなりません。（法第23条第2項）

#### <提出書類>

- |                         |
|-------------------------|
| ① 就任承諾書及び誓約書の謄本         |
| ② 役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） |
| ③ 変更後の役員名簿（2部）          |

#### ◆ 役員が任期満了と同時に再任された場合

この場合にも、「**役員変更等届出書**」を提出してください。役員変更等届出書の変更事項欄は「**再任**」と記入してください。全員が再任の場合でも届出が必要です。

## 3 定款変更の手続

定款の変更を行う場合には、法人の社員総会により定款変更の議決を行い、玉村町の認証を受ける必要があります。

ただし、所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの以下の（3）

①～⑧に掲げる事項のみに係る変更の場合には、玉村町の認証は不要であり、玉村町に対する届出のみが必要となります。

### （1）定款変更の議決（法第25条）

定款を変更するには、定款の規定に従い、社員総会において議決しなければなりません。この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数により行う必要があります。

### （2）定款変更の認証申請（法第25、26条、条例第5条、規則第7条）

※ 定款変更の認証が必要ない場合の手続は、（3）を参照

社員総会を開催して定款変更の意思決定がなされたら、必要な書類を整え、玉村町に申請を行います。

定款の変更が所轄庁の変更を伴わない場合と伴う場合とで、提出書類等が異なります。

## ア 所轄庁の変更を伴わない場合

定款変更の議決がなされたら、次の書類を玉村町に提出して、認証を受けます。

### <提出書類>

① 定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）	
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）	
③ 変更後の定款（2部）	
④ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）	
⑤ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）	

※ ④、⑤は定款変更の内容が、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業の種類等に関する場合のみ提出を要します。

## イ 所轄庁の変更を伴う場合

### ◆ 所轄庁の変更を伴う場合とは？

所轄庁は、法人の主たる事務所の所在地により異なりますので、主たる事務所の所在地に変更（玉村町から群馬県内の他市町村、他の都道府県又は政令指定市）があった場合、所轄庁が変更になります。

この場合、定款変更の認証申請は、玉村町を経由して新たな所轄庁に対し行う必要があります。

具体的には、次の書類を提出することになりますが、申請書の様式や、添付書類の提出部数は、所轄庁によって異なりますので、事前に各所轄庁に相談してください。

### <提出書類>

① 定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の定めた様式による）	
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	
③ 変更後の定款	
④ 役員名簿（役員の氏名・住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	
⑤ 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3項に該当することを確認したことを示す書面	
⑥ 直近の事業報告書等（※1）	
⑦ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（※2）	
⑧ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（※2）	

(※1) 法人の設立後、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間は、設立認証に際しての法第10条第1項第7号の事業計画書、同条第8号の活動予算書並びに設立に際しての法第14条の財産目録をもって替えることとなります。また、合併後において、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間もこれと同様の取扱になります。

(※2) 定款変更の内容に、特定非営利活動の種類並びに特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関する内容が含まれる場合に提出します。

(※3) 玉村町長が変更後の所轄庁になる場合、定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）に上記②～⑧の書類のうち③④⑦⑧の書類を2部、②⑤⑥の書類を1部添付して提出してください。

### ◆ 定款変更認証に係る所轄庁における処理

所轄庁（玉村町）に定款変更の認証申請があった場合の手続については、法人の設立認証申請があった場合の手続が準用されています。

## ア 公告

玉村町は、定款変更の認証申請があったときは、次の事項を玉村町役場掲示場に掲示して公告します。

- ①申請のあった年月日、②申請に係る特定非営利活動法人の名称、③代表者の氏名
- ④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的

## イ 縦覧

玉村町の担当窓口において、定款変更認証申請書に添付された書類のうち次の書類を、申請書が受理された日から2か月間縦覧します。

- ① 変更後の定款
- ② 役員名簿（ただし、所轄庁の変更を伴う定款変更申請があった場合）
- ③ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書  
（ただし、特定非営利活動の種類並びに特定非営利活動に係る事業及びその他の事業等に係る定款変更申請があった場合）

## ウ 認証又は不認証

玉村町は、縦覧期間経過後2か月以内（申請書が受理された日から4か月以内）に審査を行い、認証又は不認証を決定し、その旨を書面で通知します。

### （3）定款変更の届出（法第25条第6項、条例第6条、規則第8条）

※ 定款変更の認証が必要な場合の手続については、（2）を参照

次の1)～8)の事項についての定款変更は、届出のみで足りません。

この場合、定款変更の議決がなされたら、遅滞なく玉村町に「定款変更届出書」（規則別記様式第6号）を提出しなければなりません。

- 1) 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
- 2) 役員の定数の変更
- 3) 資産に関する事項の変更
- 4) 会計に関する事項の変更
- 5) 事業年度の変更
- 6) 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- 7) 公告の方法の変更
- 8) 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員・顧問等に関する事項に関する事項）

#### <提出書類>

① 定款変更届出書（別記様式第6号）	提出部数 ①②：1部 ③：2部
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	
③ 変更後の定款	

#### (4) 定款変更に係る登記（組合等登記令第3条、第13条）

法人は、定款変更によって登記事項に変更が生じた場合は、認証の日から、主たる事務所においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

※ 登記事項については、組合等登記令（第2条）を参照

#### (5) 定款の変更の登記完了提出書の提出（法第25条第7項、規則第9条）

法人は、定款変更に伴う登記事項の変更の登記を行った際、遅滞なく、登記事項証明書及び変更後の定款を添えて（定款変更認証の場合に限る）「登記完了提出書」を玉村町に提出する必要があります。

##### <提出書類>

	提出部数
① 定款の変更の登記完了提出書（別記様式第7号）	①：1部
② 登記事項証明書	②：2部（うち1部はコピー）
③ 変更後の定款 ※定款変更認証の場合に限る	③：2部

## 4 登記事項の登記

役員の変更や定款変更、資産の総額の変更などによって、登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。（法第7条、組合等登記令第3条第1項、第11条第3項）

ただし、資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在の額により事業年度終了後2か月以内に行えばよいとされています。（組合等登記令第3条第3項）

**登記についての詳細は、管轄の法務局にお問い合わせください。**

##### ◆ 登記が必要となる事項〔組合等登記令第2条第2項〕

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（特定非営利活動法人関係 → 資産の総額、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め）

## 第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

## 第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

### 1 特定非営利活動法人の解散

特定非営利活動法人は、次の事由により解散することとなりますが、解散事由によって、玉村町から認定を受けたり、又は玉村町に対し解散届を提出する必要があります。

#### 【解散事由】（法31条第1項）

① 社員総会の決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。</li> </ul>
② 定款で定めた解散事由の発生	
③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、玉村町の認定が必要となります。</li> </ul>
④ 社員の欠亡	社員が全くいなくなった場合、解散となります。
⑤ 合併	「2 特定非営利活動法人の合併(→57頁)」をご覧ください。
⑥ 破産手続開始の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産宣告をすることになります。</li> </ul>
⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年以上にわたって事業報告書等を提出しないとき、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。</li> </ul>

#### 【解散及び清算に係る事務手続の流れ】

解散事由	解散の手順	清算の手順
<ul style="list-style-type: none"> <li>社員総会の決議</li> <li>定款で定めた解散事由の発生</li> <li>社員の欠亡</li> </ul>	解散 → 解散の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款で残余財産の帰属先が規定されている場合 清算終了届出 → 残余財産帰属</li> <li>定款で残余財産の帰属先が規定がない場合 認証申請 → 認証 → 清算終了届出 → 残余財産帰属</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</li> <li>法第43条の規定による設立の認証の取消し</li> </ul>	認定申請 → 町長の認定 → 解散	
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併</li> </ul>	解散	
<ul style="list-style-type: none"> <li>破産手続開始の決定</li> </ul>	解散 → 解散の届出	

#### (1) 解散の認定申請（法第31条第2項、第3項、規則第12条）

- 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、玉村町の認定がなければ効力を生じません。
- したがって、法人は、この事由により解散しようとするときは、**解散認定申請書（規則別記様式第10号）**に目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を

証する書面(例えば、社員総会の議事録の謄本など)を添付して玉村町に提出しなければなりません。

## (2) 解散の届出(法第31条第4項、規則第13条第1項)

- ・ 法人が、上記の解散事由の①②④または⑥の事由によって解散した場合には、清算人は、**解散届出書(規則別記様式第11号)**と**解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を玉村町に提出しなければなりません。

## (3) 清算に関する手続

- ・ 清算中に就任した清算人は、清算人**就任届出書(規則別記様式第12号)**に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて玉村町に提出しなければなりません。(法第31条の8、規則第13条第2項)
- ・ 清算が終了したときは、清算人は、**清算結了届出書(別記様式第14号)**に清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて玉村町に提出しなければなりません。(法第32条の3、規則第15条)

### ◆ 清算人とは?(法第31条の5、法第31条の6、法第31条の7)

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができることになっています。

## (4) 残余財産の帰属(法第32条、法第11条第3項)

- ・ 解散した法人の清算によって、残余財産がある場合、玉村町に清算結了届出書を提出した時点で、定款に定めたところにより、その帰属先に帰属することになります。
- ・ 残余財産は社員に分配することはできず、定款において残余財産の帰属先を定める場合には、次に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 他の特定非営利活動法人    | ④ 学校法人   |
| ② 国又は地方公共団体      | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益財団法人又は公益社団法人 | ⑥ 更正保護法人 |

- ・ 定款に残余財産の帰属先について特に定めがない場合、清算人は残余財産譲渡認証申請書(規則別記様式第13号)を玉村町に提出し、その認証を受けて残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。(法第32条第2項)
- ・ 定款に残余財産の帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請をして不認証になった場合、残余財産は最終的に国庫に帰属します。(法第32条第3項)

## 2 特定非営利活動法人の合併

特定非営利活動法人は、社員総会の議決を行い、所轄庁の認証を得た後に、登記することによって他の特定非営利活動法人と合併することができます（法第33条、34条）。

### (1) 合併の議決（法第34条第1項、第2項）

法人が合併をするには、社員総会の議決を経なければなりません。

この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の多数をもって行う必要があります。

### (2) 合併の認証申請

社員総会の議決後、所轄庁へ合併の認証申請を行います。所轄庁（申請先）は、合併後の事務所の所在地で決まります。

＞ 玉村町内のみにも事務所がある法人・・・玉村町長

＞ 玉村町以外の市町村にも事務所がある法人

・・・主たる事務所が所在する都道府県知事又は政令指定市長

合併の認証申請手続きについては、設立の認証申請の手続きが準用されており、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。（法第34条第3項、条例第10条）

#### <提出書類>

① 合併認証申請書（規則別記様式第15号）	提出部数 ①、②、⑤～⑧ ：各1部 ③、④、⑨～⑪ ：各2部
② 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録	
③ 定款	
④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	
⑤ 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）	
⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面	
⑦ 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	
⑧ 確認書（法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）	
⑨ 合併趣旨書	
⑩ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	
⑪ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	

※ 様式は、設立申請の様式に準じます。

※ 玉村町以外の所轄庁に申請する場合は、その所轄庁に様式、提出部数等を確認してください。

#### ◆ 合併認証に係る所轄庁における処理

所轄庁（玉村町）に合併の認証申請があった場合の手続については、法人の設立認証申請があった場合の手続が準用されています（法第34条第5項）。

##### ア 公告

玉村町は、合併認証申請があったときは、次の事項を玉村町役場掲示場に掲示して公告します。

- ①申請のあった年月日、②申請に係る特定非営利活動法人の名称、③代表者の氏名
- ④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的

##### イ 縦覧

玉村町は、合併認証申請書に添付された書類のうち次の書類を、申請書を受理した日から2か月間、玉村町の担当窓口において縦覧します。

- ①定款、②役員名簿、③合併趣旨書、④事業計画書、⑤活動予算書

##### ウ 認証又は不認証

玉村町長は、縦覧期間経過後2か月以内（申請書を受理後4か月以内）に審査し、認証又は不認証の決定を行います。

### （3） 合併認証後に必要な手続き（法第35条、第36条第2項）

所轄庁から合併の認証を受けた法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば（注）一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べるのできる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法第35条）

（注）「一定の期間内」の期間は、2月を下回ってはなりません。

債権者が異議を述べたときは、合併によりその債権者を害するおそれがない時を除き、その債権者に弁済するか、相当の担保を提供するか又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければなりません。（法第36条第2項）

### （4） 合併に係る登記（組合等登記令第8条、第13条）

法人は、合併に必要な手続を終了した日から、主たる事務所においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については設立の際と同様の事項を登記しなければなりません。（組合等登記令第8条、第13条）

### （5） 「合併登記完了届出書」及び「閲覧用書類」の提出（法第39条第2項、規則第17条）

合併に係る登記をした後には、速やかに玉村町に対し登記をしたことを証する登記事項証明書添付した**合併登記完了届出書（規則別記様式16号）**を提出する必要があります。（法第39条第2項、第13条第2項及び第14条、規則第17条）。あわせて**閲覧用書類**として、次の書類を玉村町に提出してください。

なお、認証を受けた者が設立の認証があった日から**6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消す**ことがあります（法13③）

<提出書類>

① 法第35条第1項の合併の時の財産目録（2部）

② 登記事項証明書の写し（原本1部、写し1部）

第6章 所轄庁による監督・罰則

## 第6章 所轄庁による監督、罰則

### 1 所轄庁による監督

法人に対する所轄庁の監督事項として、次の（１）～（３）が規定されています。

#### （１） 報告及び検査（法第41条第1項）

- 法人が、法令、法令に基づいた行政庁の処分又はその法人の定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、玉村町は次のように法人に報告を求めたり、職員に調査をさせたりすることができるものと規定されています。
  - ① 法人にその業務若しくは財産の状況に関し報告を求める。
  - ② 必要に応じて、職員に、法人の事務所その他の施設に立ち入り、その法人の業務、財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### （２） 改善命令（法第42条）

- 玉村町は、次の場合に、法人に対して期限を定めて、改善のために必要な措置を採るよう命じることができます。
  - ① 法人が次の要件を欠くに至ったと認めるとき。
    - ア 営利を目的としない団体であること。
    - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
    - ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
    - エ 宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
    - オ 政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
    - カ 選挙活動を目的とする団体ではないこと。
    - キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
    - ク 10人以上の社員を有すること。
  - ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反していると認めるとき。
  - ③ 法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき。

#### （３） 設立の認証の取消し（法第43条第1項、第2項）

- 玉村町は、次の場合に、法人の設立の認証を取り消すことができます。
  - ① 法人が、（２）の改善命令に違反し他の方法によって監督の目的を達することができないとき。
  - ② 3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないとき。
  - ③ 法人が法令に違反し、改善命令による改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができないとき。

## 2 罰則

法の規定に違反した場合の罰則として、次の（１）～（３）が法定されています。

### （１） 50万円以下の罰金（法第78、79条）

次の①及び②に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、上記1(2)の改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法第78条）
- ② 法人の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業員が法第42条の改善命令に違反した場合はその行為者及びその法人。（法第79条）

### （２） 20万円以下の過料（法第80条）

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処されます。

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第80条1）。
- ② 法人設立に際して法第14条に規定されて財産目録の備え置きを行わず、又は、その財産目録に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条2）。
- ③ 役員の変更等の届出又は定款変更の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき（法第80条3）。
- ④ 法第28条第1項に規定された事業報告書等及び役員名簿等を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条4）。
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出を怠ったとき。
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法31の3②、法31の12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき（法第80条6）
- ⑦ 清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等（法31の10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法31の12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第80条7）
- ⑧ 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定（法35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条8）
- ⑨ 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の意義に対する弁済等の規定（法35②、36②）に違反したとき（法第80条9）
- ⑩ 上記1(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第80条10）。

### （３） 10万円以下の過料（法第81条）

- 名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第81条）。

資料編 關係法令

# 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

平成十年三月二十五日 公布  
平成二十五年十一月二十七日 最終改正

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

#### 別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

- 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。
  - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
  - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
  - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
  - ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

#### 公職選挙法

第三条（公職の定義） この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

- 3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。
- 4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

## 第二章 特定非営利活動法人

### 第一節 通則

#### （原則）

- 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。
- 2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

#### （名称の使用制限）

- 第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

#### （その他の事業）

- 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。
- 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

#### （住所）

- 第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

#### （登記）

- 第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

#### （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

## 第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一月を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
  - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

*暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律*

*第二条（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。*

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった

場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

### 第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員

は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

刑法

第二百四条(傷害) 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六条(現場助勢) 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第二百八条(暴行) 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二百八条の三(凶器準備集合及び結集) 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条(脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百四十七条(背任) 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)

において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

#### (役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

#### (定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書在所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

#### (会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、

会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)

二 役員名簿

三 定款等

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

#### 第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 社員総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産手続開始の決定

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証

する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記

しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

## 第三十二条の七（削除）

### （検査役の選任）

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

### （合併）

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

### （合併手続）

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

### （合併の効果）

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

### （合併の時期等）

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって

設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

#### 第四十条 削除

### 第五節 監督

#### (報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

#### (設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

#### (意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を

欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第四章 税法上の特例

第四十四条～第七十一条 (略)

第五章 雑則

(情報の提供)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項から第四項まで(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第五項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

## 第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の仮認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その特定非営利活動法人に対しても、各本条の罰金刑の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成十年十二月一日）から施行する。

（検討）

- 2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（経過措置）

- 3 （略）

（地方税法の一部改正）

- 4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人」を加える。

第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団

体」の下に「並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

## 5 （略）

附則（平成十一年法律第百五十一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成十一年法律第百六十号）

（施行期日）

第二条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成十四年法律第百七十三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成十八年法律第五十号）

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。（以下、略）

（調整規定）

2 （略）

3 （略）

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成二〇年五月二日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧特定非営利活動促進法」という。)の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁(次項において「旧所轄庁」という。)に対してされた申請等(申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。)は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新特定非営利活動促進法」という。)第九条の所轄庁(同項において「新所轄庁」という。)に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

(認証の申請に関する経過措置)

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

(役員名簿に関する経過措置)

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき(施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。)は、役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。)を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

(定款の変更に関する経過措置)

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
- 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。
- 4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

(仮認定に関する経過措置)

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

別表 (第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

# 群馬県特定非営利活動促進法施行条例

平成十年群馬県条例第三十八号  
最終改正 平成二十四年条例第六十九号

## (趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 前二項に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

## (縦覧期間中の補正)

第三条 法第十条第三項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第十条第一項の申請をした者が同条第三項の規定により申請書の不備を補正する場合は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又はこれに添付する書類を添付した補正書を知事に提出しなければならない。

## (みなし総会決議に係る社員総会の議事録)

第四条 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## (定款変更の認証申請)

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第四項に掲げる書類（所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第二十六条第二項に掲げる書類）を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の申請書について準用する。

## (定款変更の届出)

第六条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。第八条において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、法第二十五条第六項に掲げる書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第七条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項の規定による定款の変更に係る登記をしたときは、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条(法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第九条 法第三十条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(合併の認証申請)

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二条第二項から第四項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

3 第三条の規定は、第一項の申請書について準用する。

(認定の申請)

第十一条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第十二条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第五項の規定において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定特定非営利活動法人の定款変更等に関する書類の提出)

第十三条 第六条から第八条までの規定は、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(次項及び次条第四項において「非所轄法人」という。)について準用する。

2 非所轄法人が法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、規則で定めるところにより、法第五十二条第二項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十四条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類)を添付した提出書を、毎事業年度初めの三月以内に、知事に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、法第五十四条第三項の書類を、事後遅滞なく、知事に提出しなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。)を行うときは、規則で定めるところにより、法第五十四条第四項の書類を、事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは事後遅滞なく)、知事に提

出しなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第十五条 法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(仮認定の申請)

第十六条 法第五十八条第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十七条 第十三条から第十五条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請)

第十八条 法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第十条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の規定により提出する申請書について準用する。

(情報通信の技術を利用方法による手続)

第十九条 法第七十四条に規定する手続を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条から第五条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、規則で定める方法によるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の備置きとする。

一 法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の備置き

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き

四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き

五 法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の備置き

六 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の備置き

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第三条第一項の規定により前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。

3 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合にあっては、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十一条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とする。

- 一 法第十四条の規定による財産目録の作成
  - 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成
  - 三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
  - 四 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の作成
- 2 特定非営利活動法人は、電子文書法第四条第一項の規定により前項各号に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第二十二条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次に掲げる書面の閲覧とする。

- 一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
  - 二 法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧
  - 三 法第五十二条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
  - 四 法第五十四条第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の閲覧
- 2 特定非営利活動法人は、電子文書法第五条第一項の規定により前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。

（委任）

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。  
（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止）
- 2 群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例（平成十七年群馬県条例第二十四号）は、廃止する。  
（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例により行われた縦覧その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた縦覧その他の行為とみなす。

す。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止)

4 群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例(平成十七年群馬県条例第六十号)は、廃止する。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の規定により行われた保存その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた保存その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年十月二十六日から施行する。

# 玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成二十五年三月二十九日  
玉村町規則第十五号

## (趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号。以下「県条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設立の認証申請書等)

第2条 県条例第2条第1項の規定による申請書の提出は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

## (公告及び縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、玉村町公告式条例（昭和32年条例第1号）第2条第2項の例によるものとする。

2 法第10条第2項の規定による縦覧は、玉村町の休日を守る条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する玉村町の休日を除く日の執務時間内（以下「執務時間内」という。）に、玉村町経営企画課において行うものとする。

## (縦覧期間中の補正)

第4条 法第10条第3項の規定による補正は、別記様式第2号により行うものとする。この場合において、当該補正が同条第1項の申請書に添付された同項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げる書類に係るものであるときは、副本1通を添えるものとする。

## (設立の登記の届出)

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第3号により行うものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通を添えるものとする。

## (役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、別記様式第4号に変更後の役員名簿を添えて行うものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における県条例第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請」とあるのは「届出」とする。

## (定款の変更の認証申請書等)

第7条 県条例第5条の規定による申請書の提出は、別記様式第5号によるものとする。

2 法第25条第4項の規定により申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書には、副本1通を添えるものとする。

3 第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項の補正について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、別記様式第6号により行うものとする。  
2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による書類の提出は、別記様式第7号に登記事項証明書及び変更後の定款を添えて行うものとする。  
2 前項の規定により提出する登記事項証明書にはその写し1通を、変更後の定款には副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による書類の提出は、別記様式第8号に法第28条第3項第1号に規定する事業報告書等を添えて行うものとする。  
2 前項の規定により提出する事業報告書等には副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第11条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、執務時間内に、玉村町経営企画課において行うものとする。  
2 前条の規定により閲覧又は謄写しようとする者は、別記様式第9号を町長に提出するものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第12条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、別記様式第10号の申請書に同条第3項の書面を添えて町長に提出するものとする。

(解散等の届出)

第13条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第11号に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。  
2 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第12号に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書を町長に提出するものとする。

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第14号に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請書等)

第16条 県条例第10条の申請書の提出は、別記様式第15号により行うものとする。  
2 第2条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。  
3 第4条の規定は、第1項の申請書について準用する。

(合併の登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出書の提出は別記様式第16号により行うものとする。

(身分証明書)

第18条 法第41条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第17号によるものとする。

(電磁的記録による保存)

第19条 県条例第20条第2項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録による作成)

第20条 県条例第21条第2項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うものとする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第21条 県条例第22条第2項の規定により、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行うものとする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に効力を有する群馬県知事が行った手続きその他の行為又は現に群馬県知事に対して行っている申請その他の行為で、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年群馬県条例第43号)別表に規定する当町が処理することとなる事項に係るものは、この規則の施行後においては、この規則の相当規定によりなされたものとする。

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住所又は居所

氏名

印

電話番号

メール

### 設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。

2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款（2部）
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）
- (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
- (7) 設立趣旨書（2部）
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部）
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（2部）

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者若しくは代表者の住所若しくは居所  
又は特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
申請者又は代表者名 印  
電話番号  
メール

補 正 書

年 月 日に申請した〔 補正する書類の種類 〕について  
不備がありましたので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

〔 第10条第3項  
第25条第5項において準用する法第10条第3項  
第34条第5項において準用する法第10条第3項 〕 の規定により、下記とおり  
補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

注1 〔 補正する書類の種類 〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する定款」等）を記載すること。

2 「1 補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
- (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
- (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書
- (6) 法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号  
メール

印

設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- （1） 登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）
- （2） 財産目録2部

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 代表者氏名  
 電話番号  
 メール

印

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条  
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条  
 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条

の規定

により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

- 注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 変更後の役員名簿については、2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

### 定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

#### 記

#### 1 変更の内容

#### 2 変更の理由

- 注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）、変更後の定款（2部）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（2部）を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）

- (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
  - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（2部）
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
  - (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
    - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
    - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
      - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
      - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
      - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
        - (甲) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
        - (乙) 役員等との取引
      - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
      - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
      - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
      - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
    - ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
  - (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する以下の書類の写し
    - ① 助成金の支給の実績を記載した書類
    - ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

メール

印

### 定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第6項  
第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項  
第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

の

規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

### 記

1 変更の内容

2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号  
メール

印

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の

規定により、登記事項証明書及び変更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に  
限る。）を添えて提出します。

記

注1 この提出書には、登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）及び変更後の定款2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

### 事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）  
の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第29条

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条

の

規定により、提出します。

### 記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 この提出書には、上記の提出書類各2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住所又は居所

氏名

印

電話番号

メール

事業報告書等の閲覧（謄写）請求書

下記の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第30条の規定に基づく文書の閲覧（謄写）を請求します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 閲覧（謄写）を請求する文書の別（事業報告書等、役員名簿、定款等）
- 3 閲覧・謄写の別

注1 法第30条に基づく閲覧又は謄写を請求できる文書は、過去三年間に提出を受けたものに限る。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号  
メール

印

### 解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

#### 記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

注 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号  
メール

印

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

- 注1 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。  
2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏 名  
電 話 番 号  
メ ー ル

印

清算人就任届出書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名
- 2 清算人の住所又は居所
- 3 清算人が就任した年月日

注 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏 名 印  
電 話 番 号  
メ ー ル

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

注 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏 名  
電 話 番 号  
メ ー ル

印

清算終了届出書

解散に係る清算が終了したので、届け出ます。

記

注 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

（あて先）玉村町長

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）

法人の所在地  
法人の名称  
法人の代表者氏名  
法人の電話番号  
法人のメール

印

合併しようとする特定非営利活動法人（乙）

法人の所在地  
法人の名称  
法人の代表者氏名  
法人の電話番号  
法人のメール

印

### 合併認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 ① 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 ①の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。

- 2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。
- 3 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録の謄本（1部）
  - (2) 定款（2部）
  - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
  - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）
  - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）
  - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）
  - (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
  - (8) 合併趣旨書（2部）
  - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
  - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（2部）

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号  
メール

印

合 併 登 記 完 了 届 出 書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び第14条の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）
- (2) 合併の時の財産目録2部

（表）

写 真	第 号
	特定非営利活動法人検査員証
	所属
	氏名
上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により、検査を行うものであることを証明する。	
年 月 日交付	
玉村町長	印

（裏）

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行う者である。

○ 特定非営利活動促進法抜粋  
（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 組合等登記令（抄）

昭和三十九年政令第二十九号  
最終改正 平成二十三年十月十四日政令第三一九号

### （設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続きが終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

### （変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。

### （他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

### （職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

### （代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

### （解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

### （合併の登記）

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認証その合併に必要な手続きを終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記、合併により設立した組合等については設立の登記をしなければならない。

### （移行等の登記）

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続きが終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

### （清算結了の登記）

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第十三条 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄付行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2～3 (略)

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内

にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法等の準用)

第二十五条 商業登記法の第一条の三から第五条まで、第七条から第二十三条の二まで、(中略)の規定は組合等の登記に準用する。

附 則 (平成二十三年十月十四日政令第三一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際に現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

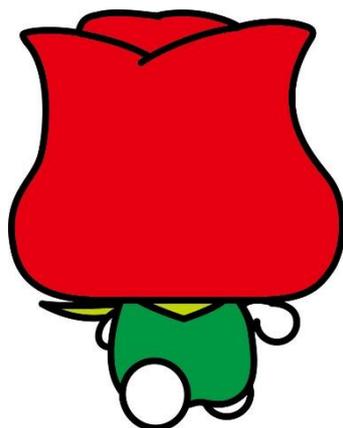
別表

名 称	根 拠 法	登 記 事 項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額

【 参 考 】

組合等登記令第二十五条において準用される商業登記法第十九条

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。



---

## 特定非営利活動法人設立手順の手引

---

平成27年10月発行

### 玉村町役場経営企画課

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201  
<http://www.town.tamamura.lg.jp/>  
keiei@town.tamamura.lg.jp

---